

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>5. 農地中間管理事業支援基金積立金</p> <p>① (意見)福岡県農地中間管理事業支援基金の活用について</p> <p>当基金は、平成25年度より積立が始まって、2年連続で10億円を超える国からの補助金で基金を造成しているが、取崩額は171,412千円と少ない。平成27年度以降の活用状況の推移を見守る必要がある。</p>	<p>平成27年度は、国からの補助金による基金造成は行われなかつた一方で、適正に運用を行い、938百万円補助金交付するなど基金取崩額としては954百万円を取崩し、活用している。</p>
<p>6. 水田農業経営力強化事業費</p> <p>① (意見)成果指標の目標値の設定と事業の実施について</p> <p>当事業の成果指標である「法人化した集落営農組織数」は、農業生産総合対策事業費でも使用されている指標であるが、同じ目標値になっていない。新規事業においては既存の事業との関連性に留意し、PDCAサイクルを有効に機能させる必要がある。</p> <p>また、当事業は特定の事業者へ3ヶ年に亘り補助金を交付する事業である。26年度では新規対象者の受付はなく、2年目及び3年目の事業者への交付のみであり、平成27年度で終了となる。これまで当事業で直接補助金を支給した事業者について、公平性の観点から、県内で対象となり得る事業者へ公平に補助の機会を与えられたのか留意し、施策を遂行すべきである。</p>	<p>当該事業は平成27年度で終了したが、今後同様の事業を行う場合には、目標値については既存事業との関連性に留意するとともに、補助金交付対象についても公平性の観点から検討を行い実施する。</p>
<p>7. 力強い水田農業確立事業費</p> <p>① (意見)予算の策定と事業の実施について</p> <p>当事業の予算執行率は38.7%と、当初の予算策定が適切であったか疑問に思われる。今後の予算策定に当たっては、年度別に適切に実施する必要がある。</p> <p>予算では185haの農地貸付を計画していたところ、7.99haの貸付実績にもかかわらず、成果指標として「法人化した集落営農組織数」及び「担い手への水田の集積率」を採用していたため、成果指標は達成したことになっており、当事業における目標設定については今後の検討を要すると思われる。</p> <p>事業内容について大規模経営体に対する経営支援(低コスト化の促進、複合化・多角化等経営安定・発展のための取組)に対し、必要な経費を交付金として交付する)の実績報告資料を見ると、8市町、34件の補助の実績があり、このうち30件は、トラクター・コンバイン等農業機械の補修費用を含んでいた。農業機械の補修費用については、農地集積に対応する体制整備のためのメニューではあるが、一部のメニューに実施が偏っていることについては、今後検討が必要と思われる。また、アドバイザー派遣事業については、予算上は、50件、延べ150回の派遣をベースに積算しているが、実績は、アドバイザー派遣件数25件、達成率は50%である。今後、ニーズを十分に調査した上で実施すべきである。</p>	<p>平成27年度は事業の本格実施に伴い、予算執行率は86.5%と大幅に増加している。</p> <p>本事業は「農地中間管理機構事業」において進める農地集積の導入事業として設定され、担い手への水田の集積を推進するものであるため、本事業による貸付実績のみによって成果指標を達成しているものではない。</p> <p>平成29年度からの成果目標については、本年度内に見直し中の県農林水産振興基本計画と整合を図りながら、平成29年度当初予算編成時に適切な設定を行った。</p> <p>事業内容については、大規模経営体への経営支援では、事業申請時に申請者の営農の状況を確認し、取組メニューの検討を行い、適切なメニューを提案することとした。</p> <p>また、アドバイザー派遣事業については、農家のニーズを把握の上、適正な指導の検討及び予算の積算を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>9. 多面的機能支払事業費</p> <p>① (意見) 目標の設定について</p> <p>当事業の成果指標は「取組集落数」となっているが、取組集落数には本事業を活用せず、農業用施設の維持管理を行っている集落も含んでいることから、適切な地域資源の保全が行われたかどうかの確認ができない。目標とすべき成果指標は、取組集落数から取組面積へ見直すべきである。</p>	<p>指標を面積とした上で、目標値については、本年度内に見直し中の県農林水産振興基本計画における関連事業の目標等と整合を取りながら設定予定。</p>
<p>10. 農業委員会指導費</p> <p>① (意見) 農地台帳システム整備事業の自治体別交付額について</p> <p>市町村により交付額が異なる。各自治体の置かれる状況により、もとのシステム環境の差異が大きいため、コスト管理には十分留意すべきである。</p>	<p>当該事業は平成26年度限りの事業であるが、今後同様の事業があった場合は、コスト管理に留意の上実施することとする。</p>
<p>11. 水田農業担い手機械導入支援費</p> <p>① (意見) 実績の検査について</p> <p>全体の2割超が落札率100%となっている。このような状況になっている原因を分析し、競争性を高める必要がある。</p>	<p>当該事業は事業実施主体が計画申請時に複数業者から参考見積をとり、最低見積金額に基づき予定価格を設定しているため、その価格と入札金額が同額となった事例があったと推察する。</p> <p>今年度、市町村を通じ、事業実施主体に対し、予定価格の設定に当たり他地域での納入実績を勘案する点とともに、入札に付する際には指名する業者を幅広く選定し、より競争性を高めるよう指導を行った。</p>
<p>〔各論〕 経営技術支援課</p>	
<p>1. 普及活動総合推進事業費</p> <p>① (意見) 成果指標の設定について</p> <p>事業内容に記載の事業のうち、全国システム化研究会現地実証事業に関する成果指標が設定されていない。事業を適切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>平成28年度予算より成果指標を設定。</p> <p>全事業に係る成果指標は、生産性の向上や農業経営体の体質強化になるので県農業計画の農産物の生産目標(面積、生産量)を指標とした。</p>
<p>5. 生産資材対策事業費</p> <p>① (意見) 成果指標の設定について</p> <p>事業内容に記載の事業のうち、農薬展示ほ設置事業に関する成果指標が設定されていない。事業を適切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標を設定する必要がある。</p>	<p>平成29年度事業より、成果指標を「病害虫・雑草防除の手引き」の策定、目標値: 毎年度5種類を設定する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>7. 若い農業者育成対策事業費</p> <p>① (意見) 成果指標について</p> <p>成果指標のうち、5年目研修参加率の実績が低くなっている。また3年目研修の成果指標が設定されており、PDCAサイクル実施のため設けるべきである。また、研修内容がニーズに合っているか等再検討する必要がある。</p>	<p>3年目研修の成果目標については、県での活動を地域へ普及させざることを目的に、地域における活動への企画や参画について設定することで検討した。</p> <p>また、研修のニーズ把握については7月28日の農業士研修会及び役員会において、研修の見直しを提起し、意見を集約したところ、農業士同士の交流・情報交換、県内事例調査、九州農政局との交流の要望が強かったため、これらを効率的に行う研修に見直した。</p>
<p>〔各論〕 畜産課</p>	
<p>2. 養鶏経営安全対策事業費</p> <p>① (意見) 成果指標について</p> <p>事業目標等の設定がなく、評価が困難である。事業の実施とその効果に関するPDCAサイクルを運用することが望まれる。</p>	<p>平成28年度事業から成果指標を「基金加入率」、目標値を「50%」と設定した。</p>
<p>3. 博多和牛ブランド強化対策費</p> <p>① (意見) 事業の必要性について</p> <p>当事業と類似の「ふくおかのひと味ちがう畜産物推進事業」が存在するため、補助金の効率的運用を検討する必要がある。</p>	<p>「ふくおかのひと味ちがう畜産物推進事業」は、試食宣伝費、ホームページ運営費を、「博多和牛ブランド強化対策費」は、博多和牛フェアの開催経費を助成しているもので、使途は異なる。</p> <p>なお、平成28年度から事業目的に沿って、「ふくおかのひと味ちがう畜産物推進事業」は、販売店舗などの販路開拓を使用目的に、「博多和牛ブランド強化対策費」は、認知度向上のPR活動を使用目的に、使途を明確に区分して実施している。</p>
<p>7. ふくおかの畜産競争力強化対策費</p> <p>① (意見) 補助金を受けるための事前審査について</p> <p>補助交付先の選定にあたっては、申請者の状況等の要因を考慮して交付の決定をしているとのことであるが、判断基準が明確化されていないため、申請者間の公平性を確保することが望まれる。</p>	<p>平成28年度より、補助の対象施設のうち、事業目的である増産効果の高い施設から優先したうえで、個別の費用対効果、増加額等で順位をつけ選定している。</p>
<p>8. 自衛防疫強化総合対策事業費</p> <p>① (意見) 実績報告書類について</p> <p>補助金実績報告書類について、当該事業とは別の「家畜伝染性疾病発生予防事業」の「当初予算確認リスト」が添付されていた。</p> <p>確認すると、自衛防疫推進事業の材料費や技術料確認のための書類であることがわかったが、当事者以外が確認する際には、誤認の恐れがあることから、適切な補助金交付のためにも提出書類が何のために添付されているか等につき明らかにすることが望まれる。</p>	<p>「家畜伝染性疾病発生予防事業」とは、団体が使用している事業名であり、実際に「自衛防疫推進事業」の一部であるが、誤認が生じる恐れがあるため、わかりやすい書類を作成するよう団体に指導している。</p> <p>平成27年度の実績報告については、「自衛防疫推進事業」における材料費及び技術料とわかる書類を提出させ確認した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>10. 有害鳥獣対策強化費</p> <p>① (意見) 狩猟免許取得助成事業の事業計画について</p> <p>補助事業の申込者の申込みが立たないことから、計画策定を省略し、事業実施後に実施計画書を提出させ、書面を整理する運用によつていた。しかしながらこのような運用では、必要とする狩猟者育成のための事業の周知につながらず、成り行きの実績となる可能性がある。適切な実施計画の提出を求め、計画と実績との対比により、市町村の取組みを推進することが望まれる。</p>	<p>市町村の取り組みを推進するため、平成28年度から狩猟免許試験の実施前に事業要望調査を実施した。また、平成29年度からは補助金交付要綱を改正して、免許試験実施前に実施計画書を提出させるように見直す。</p>
<p>② (意見) 鳥獣捕獲マイスター事業の成果について</p> <p>鳥獣被害防止措置法に基づく被害防止計画を作成している団体を補助対象としているが、補助を受けている団体が4団体に限られているため、事業対象を拡大する余地があると思われる。また、現在の制度では捕獲活動経費に対して補助を行っているが、捕獲頭数に応じた補助等、改善の余地があると思われる。</p>	<p>当事業は終了しているが、今後他の事業の見直しを行う際の参考とする。</p>
<p>11. 獣肉等利活用推進費</p> <p>① (指摘) 「獣肉処理施設の広域的利用事業」の特命随意契約の公表について</p> <p>特命随意契約が公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p>	<p>当事業は終了しているが、他の事業の特命随意契約については、事前伺い時に契約締結後のホームページ公表について確認し、契約締結後すみやかに公表している。</p>
〔各論〕 農村森林整備課	
<p>9. 県営農村総合整備事業費</p> <p>① (意見) 検査調書の文書化について</p> <p>検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。撮影年月日は年度内での工事完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記することが望まれる。</p>	<p>検査調書に添付された工事現場の写真は、本来添付する必要がないものであるが、検査結果報告の事務処理の際に決裁権者に現場状況が分かるように添付する場合は撮影年月日を明記することとした。</p>
<p>12. 農村環境整備事業費</p> <p>① (意見) 事業の緊急性・優位性の判断について</p> <p>事業実施に際して地区毎に作成するチェックシートでは、当該事業の緊急性・優位性を記載しているものの、他の地区との差異を明確に示すものとはなっていない。今後はその緊急性・優位性についての判断結果や根拠資料を残しておくことが望まれる。</p>	<p>今年度よりチェックシートの緊急性・優位性については項目の見直しを行い、農林事務所がヒアリング後作成する地区別調書についても県が判断した結果を記載するなど、様式の変更を行った。</p> <p>また、県全体の一覧表を作成することにより、緊急性・優位性についての判断結果を明らかにし、これを根拠資料とともに添付し、適切に保管することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>13. 県代行林道開設費・県営林道開設費</p> <p>① (意見)同一路線に対する複数財源の交付について</p> <p>当該開設費と他の林道整備事業費について、両事業が同一路線に重複して交付する一方で、入札は事業ごとに行うため別々の業者が受注している事例が散見された。同一路線の場合、同一業者にまとめて発注した方が、全体の工事費用は低減され、管理面でも効率化が図られると考える。</p>	<p>単一の財源により事業を実施した場合、その予算が削減された路線は、林道開設の進捗に支障を生じる。早期に林道を開通させるには、同一路線で複数の財源を活用する必要がある。</p> <p>今後、単一財源で実施可能な箇所については、包括外部監査の意見を参考にして事業を実施していく。</p>
<p>② (意見)検査調書の文書化について</p> <p>検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。撮影年月日は年度内での工事完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記することが望まれる。</p>	<p>検査調書に添付された工事現場の写真は、本来添付する必要がないものであるが、検査結果報告の事務処理の際に決裁権者に現場状況が分かるように添付する場合は撮影年月日を明記することとした。</p>
<p>16. ふるさと林道緊急整備事業費</p> <p>① (意見)同一路線に対する複数財源の交付について</p> <p>当該開設費と他の林道整備事業費について、両事業が同一路線に重複して交付する一方で、入札は事業ごとに行うため別々の業者が受注している事例が散見された。同一路線の場合、同一業者にまとめて発注した方が、全体の工事費用は低減され、管理面でも効率化が図られると考える。</p>	<p>単一の財源により事業を実施した場合、その予算が削減された路線は、林道開設の進捗に支障を生じる。早期に林道を開通させるには、同一路線で複数の財源を活用する必要がある。</p> <p>今後、単一財源で実施可能な箇所については、包括外部監査の意見を参考にして事業を実施していく。</p>
<p>② (意見)検査調書の文書化について</p> <p>検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。撮影年月日は年度内での工事完了・検査された証拠となるため、添付される写真に明記することが望まれる。</p>	<p>検査調書に添付された工事現場の写真は、本来添付する必要がないものであるが、検査結果報告の事務処理の際に決裁権者に現場状況が分かるように添付する場合は撮影年月日を明記することとした。</p>
<p>[各論] 林業振興課</p>	
<p>1. 林業関係団体育成強化費</p>	
<p>① (意見)補助事業における事業計画及び事業実績報告の記載について</p> <p>補助事業にかかるとする事業計画および事業実績報告の記載について、事業規模については明らかではない、実施内容の記載が、事業計画に記載された実施内容に対応する記載となっていないなど、不十分な点が見受けられるものがあった。事業の実施内容を適切に記載することが望まれる。</p>	<p>申請時においては、実施内容に活動量等を明記した書面を添付するよう指導するとともに、実績報告時においては、申請時に添付した内容に対応する書面を添付するよう指導しており、既に平成27年度の実績報告から対応済みである。</p>
<p>② (意見)森林組合振興対策(指導)事業における人件費の計上方法について</p> <p>事業内容の活動量が従事日数および指導回数で報告されているが、従事日数59日については主要な用務の出張日数のみを記載していたり、当該記載に不十分な点が見受けられる。実績報告においては、適切な計上根拠資料に基づき、実態を適切に反映させたものとする必要がある。</p>	<p>実績報告時においては、個々の事業内容に応じた実施回数、延べ日数及び従事職員数の明記又は事業内容と従事状況が判明する追加根拠資料の添付を指導しており、既に平成27年度の実績報告から対応済みである。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>4. 森林整備加速化・林業再生事業費</p> <p>① (意見) 補助申請書類における残高証明書入手の意義について(事業全体)</p> <p>補助の交付申請において、補助交付団体より1口座分の残高証明書や融資証明書の提出を受けている。残高の調整も可能なため、残高証明を1口座のみ提出させる意義は乏しいと思われる。</p>	<p>平成28年度から残高証明書と合わせて財務諸表(貸借対照表等)の添付を求め、総合的に遂行能力を判断することとした。</p>
<p>② (意見) 概算払いに伴う収支計画について(原木しいたけ再生回復緊急対策)</p> <p>事業報告では、11月18日にイベントを実施しており、実際には第3四半期において事業費の支出があったと想定されるが、収支計画書では、第3四半期には事業費の支出はなく、実際の支出状況と異なる記載となっていると思われる。事業実施時期と整合した収支計画の作成の指導が望まれる。</p>	<p>平成28年度から四半期毎に執行状況を確認し、概算払い請求時に適切な収支計画書の作成を指導することとした。</p>
<p>③ (意見) 補助事業の履行確認について(原木しいたけ再生回復緊急対策)</p> <p>実績報告において、実施回数を把握することができず、補助要綱における助成額上限の要件を満たしているのか否か、また適切に事業を実施しているか否か確認できない。事業の実施状況を具体的に把握できる実績報告の提出が望まれる。</p>	<p>平成28年度から交付要綱に定める様式のほかに、具体的内容が記載された資料の提出を求めることとした。</p>
[各論] 漁業管理課	
1. 水産関係団体強化育成費	
<p>① (意見) 実績報告書について</p> <p>実績報告書に当事業の経費が配分されている漁村女性研修の事業実績の記載がなかった。同研修は水産振興課で所管しており、事業実績は水産振興課に提出されているとしても、補助金の適正な支出を確保するため、当補助事業における実績報告書において管理すべきである。</p>	<p>平成27年度から、当該補助事業の実績報告書においても活動内容の報告を受け、確認している。</p>
5. 沿岸漁業改善資金貸付金	
<p>① (意見) 予算額の執行残について</p> <p>当事業の予算実行率は、約10%と、需要減少のため低迷している。国において、近代化資金を借り入れる際に利子助成を行い、近代化資金の金利負担が軽減され実質無利子になる事業が実施されたためである。しかしながら、国の事業は平成27年度で終了し、これに代わる平成28年度から平成30年度までの新規事業の予算を国会で審議中であるが、国の事業がこれで最後となれば、今後、元々無利子である改善資金の借入需要は増加すると見込まれる。国の事業の動向等を踏まえながら長期的なスパンで必要に応じて事業規模等の見直しを行うべきである。</p>	<p>国の新規事業が平成28年度から平成30年度までの新規事業として予算化されたこと等に伴い、平成28年度の融資枠を、平成27年度と比較して▲33百万円減の111百万円とした。</p> <p>今後も国の事業動向や、貸付・返済の状況を踏まえながら、長期的なスパンで必要に応じて事業規模等の見直しを行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>6. 有明海漁場再生対策事業費</p>	
<p>① (指摘)特命随意契約の公表について 特命随意契約が公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。</p>	<p>平成27年度事業から、特命随契約の事前同一時に契約締結後のホームページ公表について確認し、契約締結後すみやかに公表している。</p>
<p>8. 漁場環境保全対策費</p>	
<p>① (意見)実績報告書について 市町村からの実績報告書に活動内容が空欄のものがあった。当該実績報告書と同時に県を経由して国に提出される実績報告書には、その活動内容や要した経費も記載されており、その内容をもって事業が適切に実施されていることを確認しているということであるが、交付金は当事業において交付していることから、交付金交付要綱に基づく実績報告書において報告を受け、確認する必要がある。</p>	<p>平成27年度事業から、県交付要綱に基づく実績報告書において活動内容の報告を確認している。</p>
<p>〔各論〕水産振興課</p>	
<p>4. 資源管理型漁業対策事業費</p>	
<p>① (意見)事業の成果指標について 当該成果指標によれば、事前に立てられた計画を実施すれば目標が達成されることとなってしまう。適切な成果指標の設定が望まれる。</p>	<p>平成28年度予算要求時に、成果目標について見直し、対象7魚種の漁獲量を、資源管理の取組み開始前5か年の中位水準にするという数値目標を設定。</p>

収用委員会

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年4月7日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

大野城市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・3・200号白木原下大利線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [() は公簿地積]
福岡県大野城市白木原四丁目	127 番 1	宅 地	96.28 (96.06) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積 96.28 平方メートル
	127 番 6	宅 地	83.60 (83.43) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積 83.60 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

川内丸 啓子

東京都世田谷区経堂三丁目5番11 - 106号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地賃借権者

西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成29年3月24日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第287号の2

副知事の担当区分を次のように定め、平成29年4月2日から施行する。

副知事の担当区分（平成27年7月福岡県告示第638号）は、廃止する。

平成29年3月31日

福岡県知事 小 川 洋

1 副知事服部誠太郎の担当する事項

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部（防災危機管理局を除く。）、福祉労働部人権・同和対策局、商工部及び農林水産部に関する事項

(2) 公安委員会に関する事項

(3) 海区漁業調整委員会に関する事項

(4) 内水面漁場管理委員会に関する事項

2 副知事大曲昭恵の担当する事項

(1) 知事部局のうち、人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局を除く。）、保健医療介護部、福祉労働部（人権・同和対策局を除く。）及び会計管理局に関する事項

(2) 人事委員会に関する事項

(3) 監査委員に関する事項

(4) 労働委員会に関する事項

3 副知事江口勝の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部防災危機管理局、企画・地域振興部、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局、環境部、県土整備部及び建築都市部に関する事項

(2) 企業局に関する事項

(3) 教育委員会に関する事項

(4) 選挙管理委員会に関する事項

(5) 収用委員会に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。